

令和 2 年度

財政援助団体等監査結果報告書

志摩市監査委員



監査第 11 号  
令和 3 年 3 月 19 日

様

志摩市監査委員 中島 郁弘

志摩市監査委員 中村 孝司

令和 2 年度財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項及び志摩市監査基準第 3 条第 3 項の規定に基づき監査を実施したので、地方自治法 199 条第 9 項及び志摩市監査基準第 15 条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。



## 1. 監査等の種類

地方自治法第199条第7項及び志摩市監査基準第3条第3項に基づく財政援助団体等監査として実施した。

## 2. 監査の対象

出資団体名 阿津里浜リゾート開発株式会社

所管部課名 産業振興部 観光課

## 3. 監査の着眼点

志摩市監査基準第3条第3項の規定に基づき、令和元年度の出資に係る出納、その他の事務の執行が適正、合理的かつ効果的に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

監査を実施するにあたっては、阿津里浜リゾート開発株式会社の所管部署である観光課から提出された関係書類について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、所管課長及び阿津里浜リゾート開発株式会社社員から説明を受け、関係職員に対して質疑を行った。

## 5. 監査実施日

令和3年2月17日

## 6. 監査の結果

出資に係る出納、その他の事務の執行状況について、関係書類の確認及び関係職員からの説明等により監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、令和元年度に購入したタイニーハウスについて、購入に至るまでの経緯が分かる資料が添付されていないことや見積書等に詳細な内訳の記載がないこと、納品後に行う成果品における検収も行われていなかった等、書類の一部に不備が見受けられた。

これまで既存施設の維持管理に努め、売上を確保してきたことは、社員やアルバイト従業員の多大な貢献があったからで、タイニーハウスの購入という大きな投資を行ったことにより、昨今のキャンプブームと相まって更なる売上の上乗せとなることを期待する。

昨年の監査で、平成29年度から取締役非設置会社となっていることについて、現在、株主と代表取締役が同じであり、監査役がない状態が組織として相応しくなく、取締役会・監査役の選任の必要性について意見を述べたが、本年度の監査の聴き取りの際、所管課から、今後の新たな方向性を示す経営についての検討がなされているとの説明があったことは評価したい。